

原子力発電施設等立地地域の振興に関する 特別措置法について

令和2年12月

内閣府原子力政策担当室

原子力立地地域特措法の概要

(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)

1. 目的

- ◆ 原発の周辺地域について、地域の防災に配慮しつつ、地域の振興を図ること。

2. 経緯

- ◆ 2000年(平成12年)12月成立(議員立法) → 2001年(平成13年)4月施行
- ◆ 2010年(平成22年)12月単純延長(議員立法) → 2011年(平成23年)4月以降延長
- ◆ 2021年(令和 3年)3月末まで10年間の時限措置

3. 支援措置(指定の立地地域(14道府県、76市町村)に対して以下の支援)

(1) 防災インフラ整備への支援

【対象】

住民生活の安全の確保に資する道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設

【支援内容】

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ① 国の補助率のかさ上げ(50%→55%) [約 14億円(令和元年度)] | } 地方負担は実質13.5% |
| ② 地方債への交付税措置(70%) [約122億円(令和元年度)] | |

(2) 企業投資・誘致への支援(不均一課税(減税)による税収減の補填)

【対象事業】

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

【対象税目】

設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税

【支援内容】

地方公共団体が、地方税を減税した場合、その減収分の一定割合(75%)を交付税で補てん[約8億円(令和元年度)]

支援措置の概要（法第7条、8条）

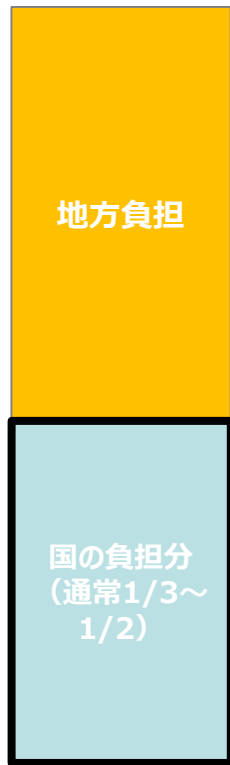
・補助率のかさ上げ（法第7条）

－国が事業費の最大55%を負担(概ね5%程度のかさ上げ)

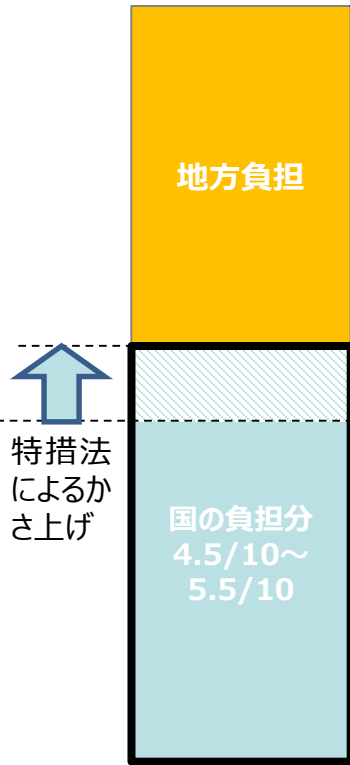
・地方債の特例措置（法第8条、地方交付税法附則第5条）

－地方債の元利償還金の70%を基準財政需要額へ算入

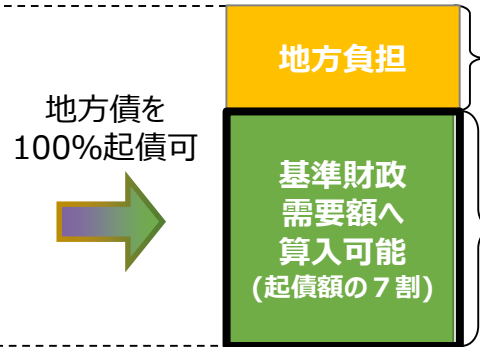
かさ上げなし



法第7条による
国の負担割合のかさ上げ



法第8条による
地方債の特例措置



実質的な地方負担は、
事業費全体の**13.5%**

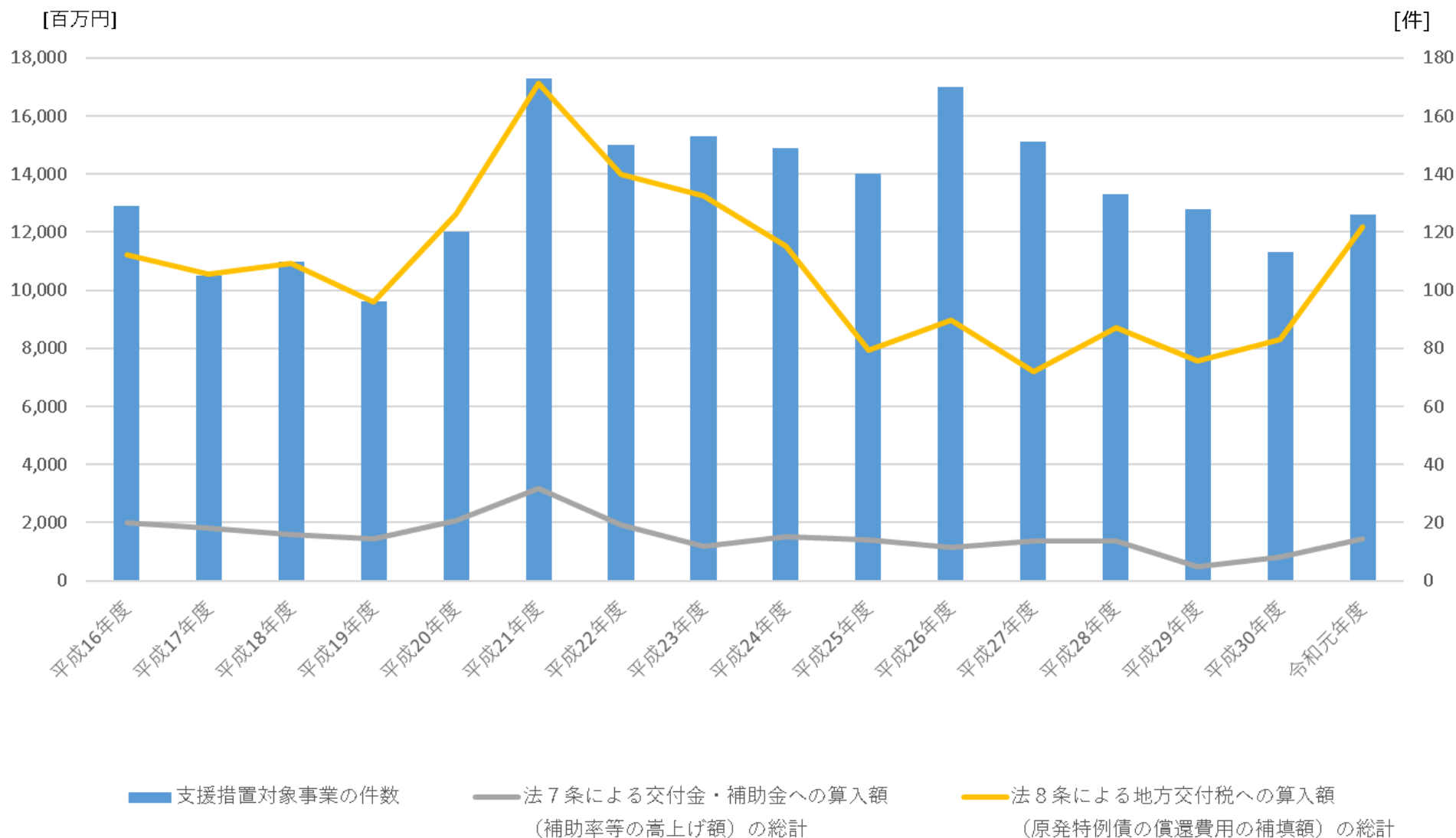
元利償還金を地方交付税により、
最大で事業費の**31.5%**措置※
(実質的に事業費を補填)

〈道路財特法の場合〉
実質的な地方負担は、
事業費全体の**3.6%**

※国の負担が事業費の55%（最大）の場合、地方負担となる残り45%に対して起債（100%）した地方債の7割が交付税で補てんされるため、 $45\% \times 0.7 = 31.5\%$ となる。

事業の区分	通常の国の負担割合(根拠法)	特措法における国の負担割合
道路	1/2(道路法)	5.5/10
港湾	1/2(港湾法)	5.5/10
小規模なもの及び 地方港湾	2/5(同上)	4.5/10
漁港	1/2(漁港漁場整備法)	5.5/10
義務教育施設 (新築、増築、改築)	1/2等 (義務教育諸学校等の施設費 の国庫負担等に関する法律)	5.5/10
木造以外の校舎補強	1/3(同上)	5/10

支援実績の推移（法第7条、8条）



※数値については、関係自治体からの聞き取りを基に内閣府が試算

支援措置の概要（法第10条）

・地方税の不均一課税に伴う特例措置（法第10条、地方税法第6条、地方交付税法第14条）

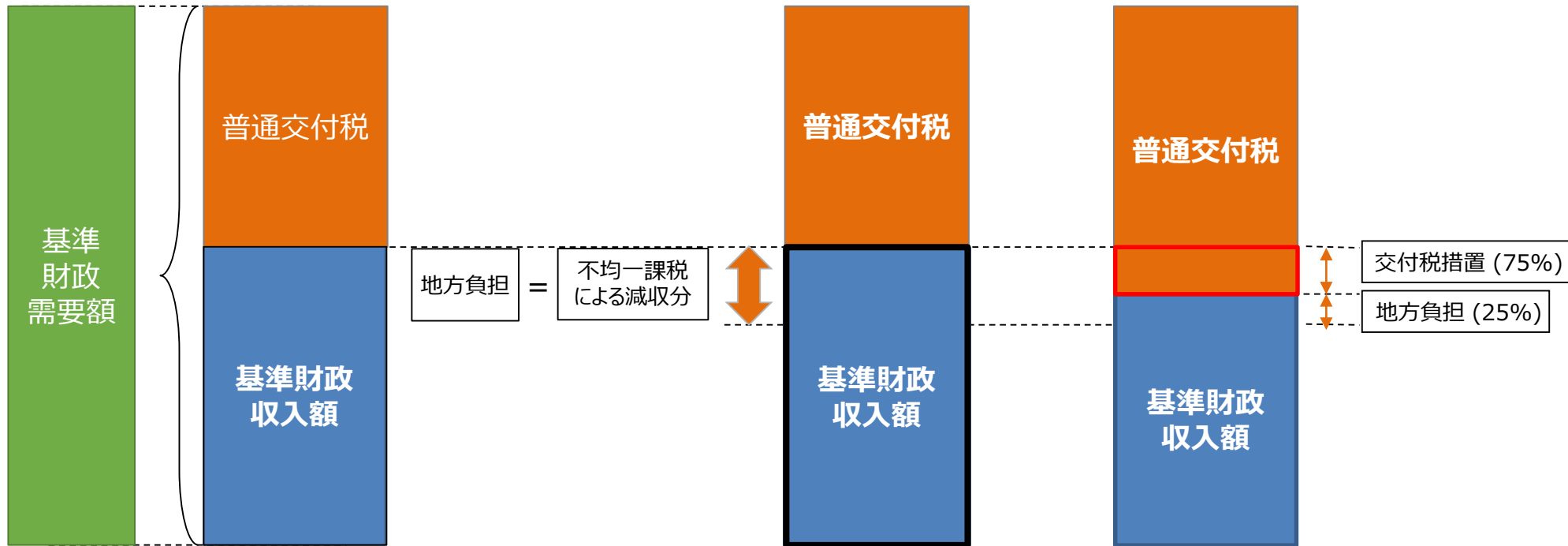
企業投資・誘致のための不均一課税(減税)

- 対象業種： 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
- 対象税目： 事業税、不動産取得税、固定資産税
- 不均一課税(減税)を行った場合、減収額の75%を普通交付税により措置
※事業税、固定資産税については、最初の3か年の措置

不均一課税(減税)なし

不均一課税(減税)あり
特例措置なし

不均一課税(減税)あり
特例措置あり



普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

支援実績の推移（法第10条）



※数値については、関係自治体からの聞き取りを基に内閣府が試算

エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第2節 2030年に向けた政策対応

4. 原子力政策の再構築

(5) 国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築

②立地自治体等との信頼関係の構築

原子力立地地域においては・・・避難道路の整備、防災活動資機材の整備といった防災体制の充実など、消費地とは異なる様々な課題を抱えている。こうした課題に、政府として真摯に向き合い、立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする。